

## 第4 施策の取組状況

前推進計画に基づき、「動物の適正飼養の啓発と徹底」「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」「動物由来感染症・災害時への対応強化」を取り組むべき四つの柱として、以下のような総合的な取組を進め、着実に成果を得ることができました。

### 1 動物の適正飼養の啓発と徹底

#### (1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

- 飼い主による動物の適正飼養・終生飼養を徹底させるため、都民に対し、適正飼養講習会や啓発イベント等の機会を通じて普及啓発を進めるとともに、第一種動物取扱業者に対し、動物愛護管理法に定められた販売時の説明事項に基づき、動物の適正な飼養方法等について、飼い主に十分な説明を行うよう指導しています。
- 飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、飼い主がよく利用する動物病院や動物取扱業等を通じた普及啓発資材の配布や、終生飼養の大切さを子供にも分かりやすく伝えるための啓発用アニメーション動画「犬を飼うってステキですか？」を東京都公式動画チャンネル「東京動画」で公開するなどの取組を行っています。



動物愛護冊子・アニメーション「犬を飼うってステキですか？」

都立公園などで実施している譲渡事業 PR イベントに合わせ、犬のしつけ方教室を開催するなど、都民が参加しやすい形式での普及啓発の実施に努めています。



都立公園で行われたイベントにおける普及啓発の様子

動物の飼養に関する住民からの様々な相談に、区市町村の動物愛護管理担当者や動物愛護推進員が適切に対応できるよう、研修会を開催するなど対応力向上のための支援を行っています。

ペットショップ等を通じて、新たに動物を飼い始める人を対象とした普及啓発を実施するとともに、医療保健政策区市町村包括補助事業により、「地域における動物の相談支援体制整備事業」に取り組む区市町村に対する支援を行っています。

**飼う前に必ず確認すべき10のこと**

動物の飼い主には、

- ◎ 動物への責任（一生愛情をもって飼育すること）
- ◎ 社会への責任（周囲に迷惑をかけないこと）

があります。

- 1 家族全員が、飼うことに賛成していますか？
- 2 家族に動物のアレルギーがある人はいませんか？
- 3 動物の飼育ができる住宅に住んでいますか？
- 4 毎日、世話をできますか？
  - ・犬や猫との生活は15年以上続きます。
  - ・動物も長生きをすれば、介護が必要になることがあります。
  - ・飼い主の入院等で世話ができない場合に備えていますか？
- 5 ライフスタイルの変化を考えていますか？
  - ・引越しや結婚、就職などの変化を考えていますか？
- 6 動物には多くの費用がかかることを知っていますか？
  - ・食費以外にも、用品、予防接種、治療などの費用がかかります。
  - （参考例：犬・猫の飼育に発生する必要経費※ 犬：約179万円 猫：約112万円）
  - ※一歩住居主人ペットフード平等会 平成30年（2018年）全国犬猫飼育実態調査結果より
- 7 万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？
  - ・やむを得ない事情により動物を子放す場合への備えが必要です。
- 8 誰かの迷惑にならないように飼うことができますか？
- 9 動物の習性や正しいしつけの知識を持っていますか？
- 10 最後まで、愛わらぬ愛情と責任をもって飼えますか？

上記の内容を確認する動物のしつけ、予防接種は、1回接種約1,000円、2回接種約2,000円、狂犬病予防注射は、1回接種約1,000円、2回接種約2,000円、狂犬病予防注射センターへお申し込みください。お問い合わせ先：区市町村の動物愛護センターへお問い合わせください。電話番号：03-5555-3507、042-555-1753

普及啓発チラシ

「飼う前に必ず確認すべき10のこと」

## (2) 犬・猫の適正飼養の徹底

狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射接種率向上のため、都、区市町村、関係団体等が連携を図りながら、飼い主の責務について啓発を行うとともに、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行を可能とするなど飼い主が手続をしやすい環境の整備等を行っています（平成31年4月現在：17区19市町村）。

- 犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成・配布するとともに、こう傷事故の被害者となることが多い小学校低学年を対象として、こう傷事故防止のためのプログラムを活用した動物教室を実施しています。
- 事故防止や生活環境の保全のため、都、区市町村及び公共施設管理者等が協力し、ノーリードの散歩やふんの放置をしないよう、犬の飼い主への啓発等を行っています。



パンフレット

「犬と散歩するときの3つのルール」



標示板

「ふんの始末は飼い主の責任です」

- 都立公園に設置されているドッグランでは、管理者やドッグランの管理に携わるボランティア、動物愛護推進員と連携して、鑑札・狂犬病予防接種済票の装着をはじめとした飼い主の法令遵守を利用条件とするなどの取組や講習会を通じた普及啓発を行っています。

- 猫の適正飼養に向けた対策については、猫の飼養三原則（「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」）等の徹底を図るため、パンフレットやパネル、デジタルサイネージ等を活用した普及啓発を進めています。



東京都

デジタルサイネージでの普及啓発

### (3) 多頭飼育に起因する問題への対応

- 多頭飼育に起因する問題を抱える飼い主については、地域住民の生活支援等を行っている福祉・保健等の関係機関と連携して対応する必要がある事例も見受けられるため、都内の関係機関に対して、具体的事例等の情報提供を行っています。
- 都と区市町村の動物愛護管理担当者が構成する検討会（以下「動物行政検討会」という。）では、多頭飼育問題に関する情報交換や対策の検討を行うとともに、行政職員、登録譲渡団体、動物愛護推進員を対象とした研修会も開催しています。
- 各区市町村のほか、福祉分野の関係者を通じた啓発を進めるため、民生・児童委員向けに多頭飼育問題の啓発リーフレットを作成、配布しています。

### (4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

- 遺棄・虐待防止に向けた対策として、デジタルサイネージを活用した普及啓発を実施するとともに、令和元年の動物愛護管理法改正により、動物の遺棄・虐待に関する罰則が強化されたことに伴い、遺棄・虐待防止ポスターを刷新し、改めて周知しています。



デジタルサイネージでの普及啓発



遺棄・虐待防止ポスター

- 🐾 動物愛護相談センター職員の対応力向上のため、動物の遺棄・虐待対応のための研修や、動物虐待を科学的・客観的に評価するための研修に職員を派遣しています。
- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された獣医師による通報義務化について、動物病院等の飼育動物診療施設開設者を対象とした講習会等において周知するとともに、動物愛護に関するホームページにおいて、その通報先を周知しています。
- 🐾 動物の遺棄・虐待への対応については、平成 22 年 2 月の国からの通知※に基づき、警視庁に動物愛護管理担当部署との連携促進を依頼するとともに、各警察署に飼育改善指導が必要な例を示して情報共有を図り、動物の不審死等の事例があった際には、連携して対応しています。

※ 環境省通知「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）」について

## （５）適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成

- 🐾 個々の動物愛護推進員の活動に関する情報をとりまとめ、区市町村や各動物愛護推進員等に配布することにより、動物愛護推進員と区市町村との連携、動物愛護推進員同士の協力体制の構築を図っています。
- 🐾 動物愛護推進員の知識やスキルの向上のため、最新の情報や活動事例をカリキュラムとした研修を実施するとともに、同様の活動を行う動物愛護推進員同士の情報共有の場として、活動分野別の連絡会の開催を行っています。
- 🐾 動物愛護推進員制度を広く都民に周知するため、ホームページやイベントで紹介するとともに、制度の概要を記したリーフレットを作成・配布しています。

## （６）小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

- 🐾 生命尊重等の情操の涵（かん）養や動物による事故の防止等に関する子供向けの啓発として、地域の動物愛護推進員の協力も得ながら、小学校低学年を対象とした動物教室を行っています。本教室は、民間事業者のアイデアやノウハウを活用して実施し

ており、動物福祉等の観点から動物は使用せず、必要に応じてぬいぐるみを活用しています。

- 動物愛護相談センターにおいて「夏休み動物セミナー」を開催し、親子で動物について学べる機会を提供しています。



動物教室の教材（例）



夏休み動物セミナーの様子

- 学校内において、教育の一環として動物を飼養する場合においても、動物の取扱いが適正になされる必要があるため、学校における動物飼育に関する教職員等を対象とした講習会において、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病、死亡等への対応の仕方などについて周知しています。